



COVID-19 の検査と治療

ビザを保有していなかったり、自分のビザの滞在資格や状態を正確に把握していない場合でも、公衆衛生に関する指示には従わなければなりません。体調が悪いときは診察を受け、COVID-19（新型コロナウイルス）の検査を受けてください。

各州・準州政府は、無料の新型コロナウイルス検査および治療を提供しています。

- [ACT（首都特別地域）](#)
- [ニュー・サウス・ウェールズ州](#)
- [北部準州](#)
- [クイーンズランド州](#)
- [南オーストラリア州](#)
- [タスマニア州](#)
- [ビクトリア州](#)
- [西オーストラリア州](#)

一時就労技能者補充ビザ（サブクラス 482）または一時就労（技能者）ビザ（サブクラス 457）保有者

Temporary Skill Shortage [一時就労技能者補充] ビザおよびサブクラス 457 ビザの保有者で、COVID-19 のために職場で一時帰休の対象となったものの解雇はされていない方のビザは、有効な状態のまま維持されます。事業者には通常に取り決めに従い、当該ビザ保有者のビザを延長する機会が与えられます。

また、事業者は当該ビザ保有者のビザ条件に違反することなく、当該ビザ保有者の勤務時間を削減することができるようになります。

失業した場合の選択肢

これらのビザ保有者で解雇されてしまい現在失業中の方は、60 日以内に新たな雇用主を見つけるか、可能であればオーストラリアから出国する手配をしてください。

自国に帰国することができない場合は有効なビザを維持し、必要に応じてオーストラリアの医療・保健上の指示・勧告に従わなければなりません。

一時就労ビザの保有者で現在医療ケア、高齢者および障害者介護、幼児保育産業、または農業・食品加工業などの重要産業で雇用されている方は、[Temporary Activity \[一時活\]](#)

[動\] ビザ \(サブクラス 408\) Australian Government Endorsed Event Stream \(COVID-19 Pandemic event visa\) \[オーストラリア政府公認事業ストリーム \(COVID-19 パンデミック イベントビザ\) \]](#) の申請資格を有している場合があります。

COVID-19 パンデミックイベントビザ

現行の一時就労ビザの有効期限が迫っているものの重要産業には就労しておらず、入国規制のために自国に帰国することもできず、他のビザの要件を満たすこともできないという方でも、COVID-19 Pandemic event visa [COVID-19 パンデミックイベントビザ]の申請資格を有している場合があります。

これに該当する方は、なぜ他のビザの要件を満たすことができないのかを証明する必要があります。こうした証明としては、追加の VAC (Visa Application Charge : ビザ申請料 金) を支払うための十分な資金にアクセスすることができないという供述および証明書類等が含まれます。